

第26回 休診日の急患

北海道医師会顧問弁護士 黒木俊郎
黒木法律事務所 弁護士 武市尚子

Q. 私は過疎地の小児科医院の院長で、医院の2階に居住しています。医院周辺には他の医療機関はなく、夜間救急に対応できる町立病院までは車で30分以上かかることから、外来の受付時間外でも私が家にいるときには、柔軟に対応するようにしていますが、先日、こんな出来事がありましたので、相談します。

- 1 休診日の夜9時頃、お酒を飲んで帰ってきたら、玄関先に幼児A（3歳）を連れてきた母親がいて「先生、うちの子が熱を出したので診てほしい」と言って来ました。Aは発熱している様子でしたが、元気がないというほどでもないようでした。私も相当酔っていたので、適切な診察をする自信がなく、「酔っているので明日朝あらためて受診してください。もし、明日朝までに急変した場合は、町立病院を受診してください」と言って診察せずに帰りましたが、これで良かったのでしょうか。
- 2 翌日聞いた話では、私がAを帰した後で、Aが次第にグッタリしてきたため、母親は救急車を呼んで町立病院に連れて行ったそうです。万一、手遅れで死亡した場合は、私は法的責任を問われるでしょうか。

A. 1 医師の対応に問題はないと判断します。

医師法19条は、「診察治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければこれを拒んではならない」と規定しています（応招義務）が、どのような場合に「正当な事由」があるのかは、一般の社会通念に照らして判断されます。

過疎地の医師といえども私生活で飲酒するのは自由であり、酩酊の度合いが強い場合は、そもそも適切な医療行為を行うことができませんので、診察を断って夜間救急外来のある町立病院への受診を促すしかありません。

また、患者が一見して軽症であることが明らかな場合には、診察時間内に来るよう指示することも許容されます。ただし、幼児の発熱の原因は、診察してみないと判断できないと思われるので、診察しないで軽症と判断できるのかという問題はあります。しかし、酩酊状態で適切な診断ができるのかを考えると、よほど緊急時でない限り、夜間救急受診を促す方が適切でしょう。

- 2 もし、医師が「大丈夫だ」と言って単に帰った場合には、法的責任を問われる余地がないとは言いきれませんが、今回の場合は、母親に「明日朝までに急変した場合は、町立病院を受診して下さい」と指導し、母親もこれに従って町立病院に救急搬送していますので、医師の法的責任が問われる可能性は、ほとんどないと思われます。

ところで、医師の応招義務の根拠は、高い職業倫理が求められる医師の職務の公共性にあるとされており、公法上の義務（国に対して負う義務）です。したがって、仮に診察を断ったことが医師法19条違反であっても、それがそのまま民法上の不法行為になるわけではありません（参考裁判例）。

なお、医師法19条違反には、罰則はありません。

質 疑 応 答

医 師：診察を断って良い場合と悪い場合の判断基準はあるのですか。

弁 護 士：法律上は明確な判断基準は決められていません。具体的場合において社会通念に従って判断することになってはいますが、厚労省の通知に若干の具体例が示されていますので参考にしてください（参考資料）。

医 師：診察時間外でも、診療を断ってはいけない場合があるとは、ずいぶん厳しいですね。

弁 護 士：もちろん、地域の医療体制にもよりますから、大都市であれば、休日夜間当番医制などがあるので、よほど緊急の場合でない限り、診察時間外に対応する義務はないと思われます。

医 師：逆にいうと、離島で医師が一人しかいないような場合には、急患の診察を断れる場合はほとんどないということになりますか。

弁 護 士：応招義務との関係ではそうです。ただし、診察をした医師には、患者の病状に応じて、適切な病院に転医させる義務がありますから、専門性、緊急性などを勘案しつつ、必要があれば、都市の医療機関への転送を検討することになるでしょう。

医 師：離島の医師は、ゆっくりお酒を飲むこともできないことになりませんか。

弁 護 士：それもあって、離島では医師確保に苦労していますが、多くの自治体では医師がきちんと休めるよう僻地代診医派遣制度の整備を進めているようです。

医 師：ところで、酒が入った状態で診療をしても許される場合というのはあるのですか。もちろん、勤務時間中に飲むことなどありません。しかし、飲み会の帰りの電車内で「どなたか医師の方はいらっしゃいませんか」と放送がかかると、名乗り出るべきかどうか迷います。

弁 護 士：酩酊の度合いにもよるとは思いますが、緊急時で他に医師がいなければ、酩酊している医師であっても、その状況のもとで、患者の救命のために最善を尽くすことが期待されています。

参考裁判例

東京地裁平成17年11月15日判決
Y医院での受診を断られたXが、Yに対し、医師

法19条の応招義務違反を理由として、不法行為に基づく損害賠償約60万円を請求したが、裁判所は請求を棄却した事例。

出勤途中に転倒して骨折したXが、午前7時40分頃に、診療所兼自宅の建物で医院（外科、内科、胃腸科）を開設するYを訪れて診療を求めると、Yが「まだ準備が出来ていない。救急病院に行った方が良い」と言ったところ、Xは自ら救急車を呼び、別の病院で治療を受けた。裁判所は、上記事実は診療拒否ではないとした上で「医師法19条1項の定めるいわゆる医師の応招義務は、本来国に対して負うものであって、仮に被告に同条項に違反する診療拒否行為があったとしても、ただちに私法上の不法行為を構成するものではなく、この行為が社会通念上許容される範囲を超えて私法上も違法と認められ、これによって原告の何らかの権利又は法律上保護される利益が侵害された場合に初めて不法行為の成立を認める余地があると解するのが相当である。」と判示した。

参考資料

- 1 昭和24年9月10日医発第752号
何が正当な事由であるかは、それぞれの具体的な場合において社会通念上健全と認められる道徳的な判断によるべきである。
正当な事由と認められない例：①治療費の不払い、②緊急性のある患者で診療時間外、③天候不良（事実上往診の不可能な場合を除く）、④標榜科以外の診療科で患者に説明してもなお求められた場合
- 2 昭和30年8月12日医収第755号
正当な事由のある場合とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合で、軽度の疲労はあたらない。
- 3 昭和49年4月16日医発第412号
休日夜間診療所、休日夜間当番医制などの方法により地域における急患診療が確保され、かつ、地域住民に十分周知徹底されているような休日夜間診療体制が敷かれている場合において、医師が来院した患者に対し休日夜間診療所、休日夜間当番院などで診療を受けるよう指示することは、医師法第十九条第一項の規定に反しないものと解される。
ただし、症状が重篤である等直ちに必要な応急の措置を施さねば患者の生命、身体に重大な影響が及ぶおそれがある場合においては、医師は診療に応ずる義務がある。